

地域ケア会議等を活用した権利擁護支援の推進について

【趣旨】

高齢者分野においては船橋市の24地区コミュニティごとに地域ケア会議を設置しているため、この地域ケア会議（個別ケア会議）等を活用することによって、適正な権利擁護支援を地域に行き届け、地域の権利擁護に関する対応力向上を図っていききたいと考える。

具体的には、中核機関の職員が地域ケア会議等にアウトリーチを行い、早期の段階から本人の権利擁護に関する支援や方針決定に関与し、地域の支援者に助言等行っていくことで、権利擁護支援の質の向上を図っていくものとする。

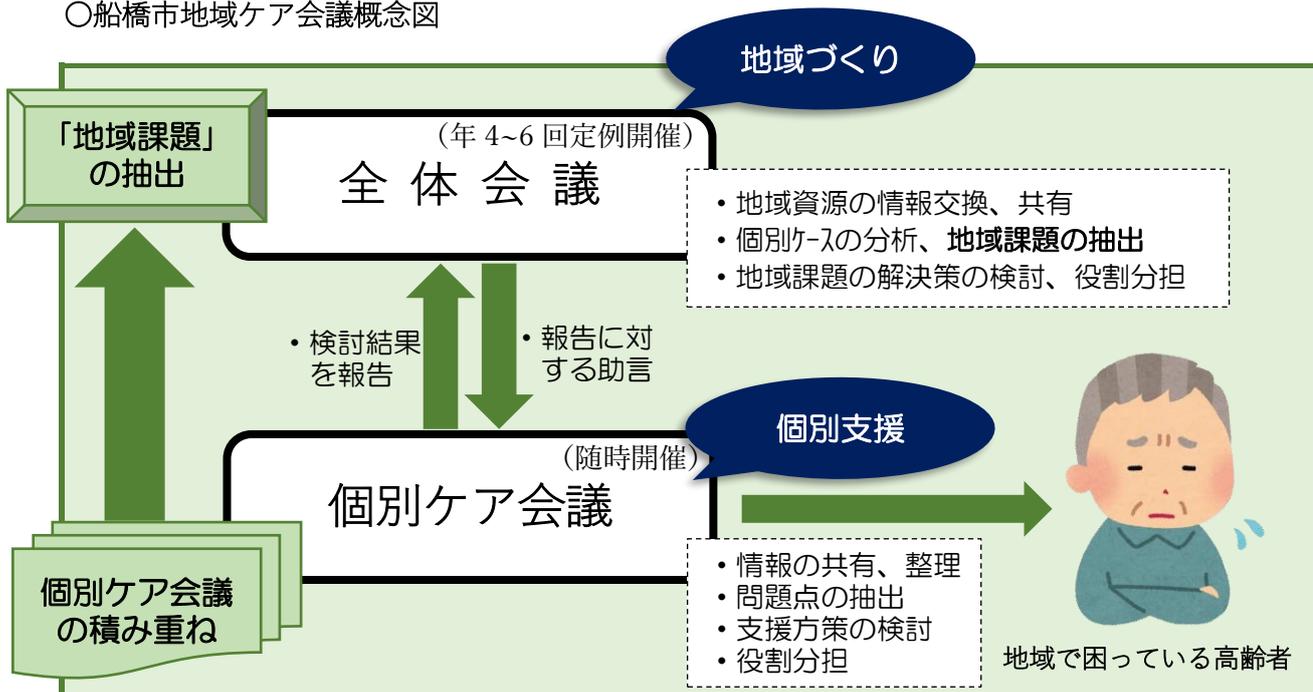
また、より困難な法的な問題が絡む場合には、必要に応じて法律専門職（弁護士・司法書士）が地域ケア会議（個別ケア会議）等にアウトリーチしていただくことも検討。チームによる本人支援に、司法の目が入っていただくことで、より適正な権利擁護支援、意思決定支援を行う体制づくりとするものである。法律専門職の派遣については権利擁護支援の会議体のひとつである“専門職相談”を活用する。

【地域ケア会議とは】

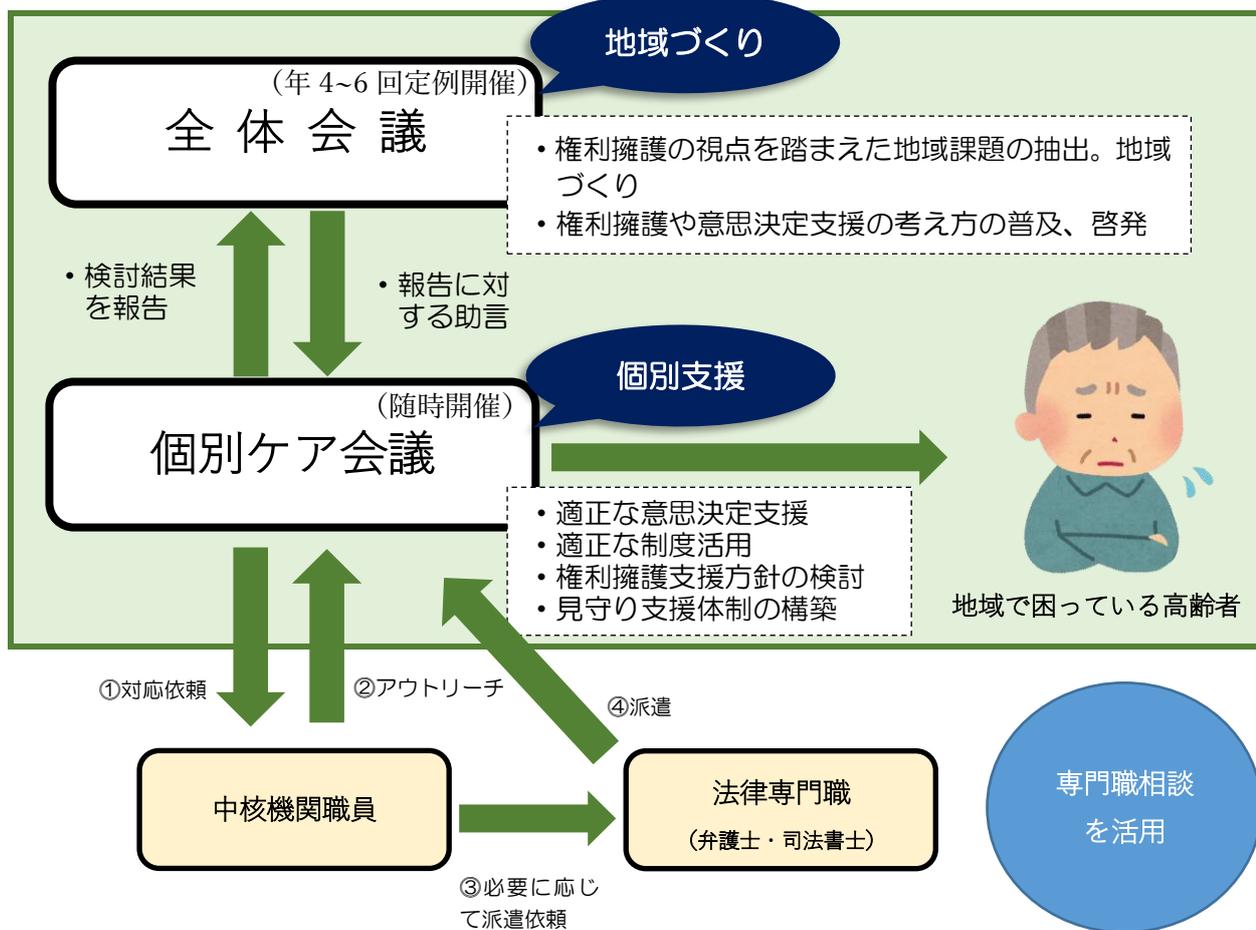
地域包括ケアシステムの一環として、個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備をすすめていく手法。地域住民の代表や、社会福祉協議会、地域の医師などを構成員とし、地域包括支援センターや在宅介護支援センターが事務局となり運営を行っている会議。

地域ケア会議は「全体会議」と「個別ケア会議」の2つの会議に分類され、「全体会議」は社会基盤の整備（地域づくり）を進めていくこと、「個別ケア会議」は支援が必要な高齢者の有効な支援策を検討し、個別課題の解決を図っていくことを主な目的としている。

○船橋市地域ケア会議概念図



【地域ケア会議等を活用した権利擁護支援のスキーム】



個別ケア会議は、身寄りのいない高齢者や認知症高齢者等、地域で困っている高齢者に対して地域関係者や支援者が集まり、支援方法を検討し、役割分担等を行う会議。権利擁護を必要とする高齢者が対象者として上がりやすい。地域の関係者や福祉の専門職が参加する会議であるため、さまざまな視点から本人支援を考えていく機会となる。このような既存の会議体の中核機関職員や法律専門職がアウトリーチすることで、権利擁護の視点を地域関係者に持ってもらい、より適正な権利擁護支援、意思決定支援を行っていくものとする。

【地域ケア会議等、既存の会議体を利用した権利擁護推進のメリット】

- ・早期の段階から適正な権利擁護支援の検討をすることができる
- ・既存の会議体を活用するため、新たな仕組みを作る必要がない
- ・地域の対応力向上
- ・司法、福祉間におけるネットワークの強化
- ・権利擁護の視点を取り入れた地域づくりの推進 等

※こちらの提案は“専門職相談”のひとつの在り方を提案するものです。すべてこの形で実施するものではありません。また、障害分野のケース会議等へのアウトリーチも想定しております。